

「自転車の新ルール勉強会」講義内容要旨

平成 25 年中の交通事故発生件数について

総数 1,265 件（対前年比 - 104 件）、死者数 4 人（同 - 3 人）、負傷者数 1,489 人（同 - 122 人）
うち自転車の事故 394 件（同 - 81 件）、高齢者の事故 367 件（同 + 8 件）

県下の死亡事故数 168 人は、統計を取りだしてから最少だった。相模原警察署管内の発生総数・負傷者数とも 1 割近く減少した。自転車事故も減少し、持論だが、大勢で声をかけ合うほど減る。皆さんに啓発活動していただいた結果があらわれていると思う。

高齢者の事故だけは増えており、高齢者の数が年々増えて分母が増えていく中で、減らすのはなかなか難しい。中でも高齢者のドライバーとしての事故が非常に増えていて憂慮される。免許の自主返納制度があり、「運転経歴証明書」という免許と同じような形をしたものをお渡ししている。

自転車事故の現状

管内では 3 件に 1 件は自転車がらみの事故。多いパターンとして、一時停止無視による出会い頭の衝突、障害物にかくれて、または見通しの悪いところで出会い頭の衝突、左折巻き込み（自転車が通っているところを車が左折して巻き込んでしまう。運転手は案外見えていない）、右折巻き込み、がある。また、歩道上を走る自転車が歩行者にぶつかり加害者となる事故も発生、こういった事故を発生させないため、去年は区長さんをはじめとした皆さんによる、上溝でキャンペーンも行っていた。

現在行っている自転車対策

自転車通行環境の整備：通行帯...歩行者と自転車と車を少しでも分離しようという動きが出ている。

自転車に対する取締りの強化：去年県内で年間 1500 件ちょっと、一昨年は 2 件だったことから、今後さらに強化されていくのではないかと。

自転車安全教育の充実：小学生に直接教える「チリリン・スクール」を実施、教材として「チリリン・タイム」を配布している。

自転車の通行方法の変更...自転車が交互通行できる場所は？

- | | |
|-----------|---|
| 基本 | 自転車は車道通行
車道はすべて左側通行（含む路側帯） |
| 例外 | 相互通行できるのは（　　はあくまでも歩行者優先）
歩道... * 標識で指定されている（年齢問わず）
* 標識で指定されていない（13歳未満、70歳以上、身障者）
横断歩道
自転車道 |

今回の改正により路側帯も左側通行になった。

道路の呼び方と通行方法は？

外側線...道路の維持管理・保護、歩行者の安全確保のため、歩道がない道路に1本ひいてある線。歩道のある車道側にも外側線はあるが、大きな違いは、道路の維持管理・保護のため歩行者の保護の意味はなくなる。外側線の外側 = 車道なので左側通行。

路側帯...歩道のない車道の外側線の外側の部分。道路、歩行者を保護するためのもの。自転車は通行してよい。従来は路側帯における右側通行も可だったが、法改正により不可になった。

路側帯の線には3種類あり、1本線、1本線に点線...駐停車禁止場所、二重線...歩行者専用路側帯なので、自転車の通行は不可。歩行者を守るためにある。

自転車通行帯...歩道のある車道側に設けられた、自転車が通れるところを指定した通行帯（青い路面標示がされている部分）。車道なので、自転車も左側通行。自転車通行帯がある場所では、ここを通らなければいけない（罰則あり）。ただし、駐車車両があるときは、自転車が歩道を通るのもやむを得ない。自転車通行帯は、2輪や自動車は通ってはいけない。

自転車道...歩道・車道とは分離された自転車の通行を指定した通行帯（国道16号のところ）。自転車道があるところは歩道を通ってはいけない。ただし、横断する時などは別。

自転車通行可...歩道上に設けられた自転車の通行を指定した通行帯。市役所前など。

歩道はどう通ればいいのか？

自転車と親子の標識...「自転車及び歩行者専用」の標識、自転車通行可。双方向通行可、右側通行していい。ただし、歩行者優先なので自転車は車道側を通ってください。質問に「自転車と歩行者が同じ方向に避けて接触した場合どちらが悪いのか」とあったが、自転車が悪い。歩行者優先なので自転車を降りて安全に歩行者を通すこと。



具体的な場所の質問で「松が丘2丁目交差点～こもれび通りの、右側にある遊歩道を通ってもよいのか？」確認したところ標識があるので通行可。「自宅とその先のスーパーが右側にある、右側には広い歩道があるがどう走るのが正しいか。」まず標識があるか、自身の年齢などかどうかを確認。

標識のない歩道...基本的に自転車は通れないが、13歳未満、70歳以上、身障者の方は標識のない歩道も通れる。ただし、通行可能な年齢に当たらない人も、交通量が多い、工事中など、安全を確保するためにやむを得ない場合は、歩道通行できる。

自転車通行可の歩道の一方通行...左側通行可、右側通行不可、一方通行を指定している。矢部地区も一方通行考えて、という意見があったが、現場の実態をみて必要に応じた対策をやっていきたい。

横断歩道のわたり方について

1. **自転車通行可がない横断歩道**...横断歩道通行可。歩行者優先なので、歩行者がいる場合は自転車から降りて通行。歩行者がいなければ、安全な速度（＝すぐに徐行できる速度）で通行。
2. **車道側が青信号、歩道が赤信号の場合**...信号機に従う義務あり。歩道は通行不可、車道は通行可。

右折の方法について

1. **2段階右折の方法（信号機あり）**...右手で合図、左足で着地、**左側端**から出ないところで停止。自転車にも方向指示器・ブレーキ灯を義務付けたらという意見があった、そのとおりだと思う。手信号は片手運転になり難しい。自転車のバックミラーは、自分の体で見えないことも。
2. **信号機がない交差点の場合**...降車する必要はない、交差点の内周を外大回りで徐行して右折。ただし、交通量が多い場合は2段階右折にならったほうが安全。

自転車の歴史

自転車はいつ誰が発明したのか。自転車の原型は子どもの玩具の木馬。フランス人が回転木馬を見て、道路を走らせた面白く思い、木馬に車輪を付け足で蹴って走らせたのがはじまりと言われている。1801年に蒸気自動車、1804年に蒸気機関車が発明されたので、自転車の方が歴史は浅い。

1813年、ドイツのカールフォン・ドライス男爵の足蹴り方式の「ドライシーネ」が自転車の元祖と言われている。時速約15km。1839年、スコットランドのカークパトリック・マクミランの発明「ベロシペート（速足）」で、足蹴り方式からペダル方式へ。速度アップが図られた。1867年、大政奉還の年、フランスのピエール・ラルマンが三輪車と同じ駆動方式の自転車を量産。1870年にはイギリスのジェームス・スタンレーが「ダルマ自転車」を作ったが、速さを追及して前車輪が大きくなり、乗りにくかった。1885年にイギリスのジョン・ケンプ・スタンレーが現在の自転車の原型である前輪と後輪をチェーンで結ぶローバー型安全自転車を発売した。

自転車の違反・罰則について

- ・ **左側通行を右側通行した / 信号無視 / 一時不停止** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ **酒酔い運転** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ **携帯電話 / 傘さし運転 / 無灯火走行** 5万円以下の罰金
- ・ **二人乗り / 歩行者妨害（人をかき分けて無理やり走るなど） / 並進** 2万円以下の罰金
《平成25年12月1日の改正道路交通法から》
- ・ **ブレーキに不備のある自転車に対し、警察官の措置・命令違反** 5万円以下の罰金

細かく定められている。自転車の右左折時の手の合図をしなくても、罰則がある。（ただ手の上げ下げに関しては、片手運転になるため、現在、警察の安全教育係では推奨していない。曲がる際に、後ろを確認してもらうのがよい。）酒酔い運転、違反すると非常に重い罰則になっている。雨の日に運転する場合は合羽を着るように。子ども用自転車で灯火がないものは、夜運転してはいけない。灯火を点けないと対向車（者）から全く見えなくて非常に危険。

質問に、「安協でも二人乗りに対して注意できますか」とあった、2万円以下の罰金の違反なのでできる、ただし、勇気を持ちすぎて違反者とのトラブルにならないよう、声のかけ方に気をつけて。また、「子どもと自転車を連ねて走る時、前後どちらがいいのか」という質問もあり、どちらがよいかよくわからないが、幼い子どもなら前を走らせ、大きくなったら自分の走る背中を見せてはどうか。

1月に県内で初めて、ブレーキ不備のある自転車に対し、刑事罰(6千円の罰金刑)が下された。検挙しても、検事が判決を下すのはまだわずかである。

平成27年6月までに施行するものもある。(例:信号無視を繰り返す 公安委員会の講習受講命令 受講しなかったら5万円以下の罰金)

法が改正されても、取締らなければ意味がないという意見もあるが、自転車は免許制ではなく、ルールを知る機会が公平に与えられているわけではないので、誰が見ても危険というものから取締り、啓発と並行してやっていくのが良いやり方ではないかと思っている。

損害賠償について

- ・平成17年:無灯火・携帯電話の高校1年女子が女性に衝突し、歩行困難となる後遺障害 5,000万円
- ・平成13年:傘さし運転の高校1年男子、傘さし運転の女性を無理に追越し衝突転倒、死亡 620万円
- ・平成7年:中学3年男子が通行禁止の歩道を通行し、高齢者をひっかけ転倒させ重傷 458万円

車両と違って、自転車は保険に入っていない場合が多く、賠償額も高額化しているため、保険に入ることを推奨する。TSマークの自転車保険は毎年1回の点検整備をして加入するもの、自分がけがをした場合と相手にけがをさせた場合にも保障がある。

その他の基本的なルールについて

「自転車安全利用五則」: 自転車は、車道が原則、歩道は例外、 車道は左側を通行、 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、 安全ルールを守る、 子ども(13才未満)はヘルメットを着用。

この五則にも罰則がある、ただし子どものヘルメットの着用に関しては努力義務。

二人乗りしても良いのは、16才以上の方が、6才未満の幼児を同乗させるとき。また、「幼児2人同乗基準適合車」の自転車に限り、3人乗り(6歳未満の幼児2人)で通行できる。4歳未満はおんぶしてもよい。

積載可能な荷物の大きさ・重さについては、公安委員会規則で決まっている。重さは30kg以内、幅は体側から左右各15cm以内、長さは荷台+30cm以内、高さは地面から2m以内。

市・該当分の回答(中央区役所地域政策課)

自転車通行帯の色について:

- ・モデル地区として整備されたところは青色、緑色、茶色がある。原則、青色(平成20年12月に県交通安全対策協議会交通施設部会で定めた)
- ・歩道や車道とは分離された独立した自転車道は茶色、自転車通行帯や自転車通行可は青色。
- ・市役所前の通りの自転車通行可の歩道は、前記の基準ができる前に相模原の色=緑にした。今後再整備等を行う中で、徐々に青に変えていく予定。

自転車レーンが途切れている:市中央土木事務所で、道路の幅員等構造条件や警察との調整により、決めている。徐々に整備してゆく。

路側帯整備率について:統計データはない